

衛生材料ニ關スル意見

0783

衛生材料ニ関スル意見目次

衛生材料

一 繃帶包

一 繃帶囊

一 醫療囊

一 携帶外科囊

一 軍醫藥囊

一 醫板

一 藥用水筒

一 擔架

一 天幕

0784

- 一 患者輸送車、救護車（衛生車）
- 一 野戰消毒車
- 一 野戰手術臺
- 一 野戰滅菌器
- 一 防疫材料
- 一 兵站病院
- 一 病院船
- 一 運送船
- 一 戰用衛生材料ノ定數
- 一 身体検査器械備付ノ件
- 其他ノ材料

0785

一 土工具
一 患者被服
一 患者食

0786

繃帶包

一 繃帶包ノ製作ヲ左ノ如ク定ム

被包	被包使用法ヲ記ス	消毒綿紗	繃帶
アルミニウムに石鹸 塗布セル防水布ヲ 用ヒ其合セ目ヲ糸 ニテ縫合ス	此内にガーゼ布を包 五箇巾一枚張り先づガ ーゼの包紙をせめて ガーゼの指にやわらか おろを創にあてのめ リのかーセを其上に 置きぬ五箇巾までく るべし	一尺平方ノ昇永ガー ゼニ枚ヲウイスコイ ド紙ニ包ミタルモノ ニ包	アルミニウムに石 鹸ヲ塗布セル 五箇巾一枚

二 繃帶包ノ支給補給ハ之レヲ衛生材料系統ニ改
ム可ク且ツ平戦両時ニ適切ナル補充ノ方法ヲ
規定スルヲ要ス

0787

三、補助輸卒隊ニハ、繃帶包ヲ支給スルノ必要ナシ

第一項

(第一軍ノ三二)(第二軍ノ四八三)

(第三軍々制ノ一五三、三九八、五五四、六一九、六九五)

(同 軍制ノ一三〇、四五六、四八二、六三六)

(第四軍作戦ノ二五三)(第四軍々制ノ一九七、五八三)

(第四軍々制ノ一八三、八六、二三七、三二一、五五八)

(同 軍制ノ五三、三四四、三八八、四一四、四三四)

(同 軍制四ノ一〇九)

(野戦經理長官部ノ二八五、二八六)

(野戦衛生長官部卷ノ二ノ六五五ヨリ七二〇頁ニ至ル)

0788

(留守第二師團ノ一五、五三)

(留守第十二師團ノ八一)

第二項

(野戦衛生長官部卷ノ二、六五九ヨリ七二〇頁ニ至ル)

(留守第二師團ノ三四)

第三項

(野戦衛生長官部卷ノ二、六六四、六六七、六九三―七一九)

0789

一、**繃帶囊ノ制式**ヲ左ノ如ク定ム

重量七百八十斤

<http://www.jacar.go.jp>

二、繃帶囊ノ支給ヲ左ノ如ク定ム

(一) 戦時高等司令部ニ配属セラレタル看護手

(二) 隊附看護手

(三) 擔架卒

擔架卒ハ擔架一具ニ付繃帶囊二具ノ割合ヲ

以テ支給ス

醫 療 囊

一、醫療囊ノ制式ヲ左ノ如ク定ム

外 側		内 容	
繃帶囊ニ 同シ	品 目	負 数	品 目
	健胃錠	五〇個	撒曹錠
	莫比錠	一〇〃	甘永錠
			六〇個
		五	

0791

報告用紙 封筒	鞘付鉛筆	消息子	体温計	止血帶 赤腎附屬	ジャックナイフ	壓搾脱脂綿球	昇永がーせ	圓形石鹼精	滅菌莫比液	坭氏錠
一〇枚	一本	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇個	一〇包	一罐	一〇	五〇個
安全針	死傷日誌	木製藥杯	鑷子	皮下注射器	雜品囊	雜用剪	縮織製卷軸帶	護謄絆創膏	芳香メントール精	滅菌カシール液
一本	一冊	一〇	一個	一具	一〇	一個	四裂一〇卷 八裂四卷	一卷	一瓶	一個

0792

二 醫療囊ハ部隊附(病院附ヲ除ク)看護長一般ニ支給ス

携帶外科囊

一 携帶外科囊ノ製式ヲ左ノ如ク定ム

外側		内側		摘	要
品	目	負	容		
現制ニ若干ノ	圓	一	個		
改造ヲ加ヘ	尖	一	個		
及器ノ動搖	反	一	個		
ヲ防クニ適	鑷	一	個		
セシム又函	ハアン	二	個		
ニ蝶番閉節	有溝消毒子	一	個		

0793

及閉器ヲ付ス

消毒綃絲	磨 革	革 砥
一 包	一 〇	一 〇
	西面トナレ質善良ノモノ	

二携帶外科囊ハ醫校附屬トシ左ノ通支給ス

歩兵聯隊 三具

衛生 隊 六具

野戰病院 二具

衛生豫備員(野戰豫備病院) 三具

軍醫藥囊

一軍醫藥囊ヲ制定シ一般軍醫ニ支給スルヲ要ス

0794

其制式ヲ左ノ如ク定ム

外側	内		容	
	品目	数量	品目	数量
革製	皮下注射器	一具	滅菌カシル液	三回
	滅菌莫比液	三個	莫比錠	五ク

以上諸項ニ関スル意見左ノ如シ

(第一軍ノ二七)

(第二軍ノ四五六、四八三、五五六)

(第三軍々制一ノ三三二、三二三、三七四、三七九、四三八、六二四、

六七二、六九五)

(同軍制二ノ一二九、三三二、四四六、四五三、四五四、四五七、

七

0795

六三六

(同 軍制三ノ三〇三、三八〇)

(同 軍制四ノ二九五)

(第四軍々制二ノ四九、八二、一四八、一六五、二三六、二四九、二五〇)

(同 軍制三ノ六三、三四四、四三一)

(同 軍制四ノ一〇八、三五〇)

(野戦衛生長官部卷二ノ一〇七〇、一〇七三、一〇七七、一一〇五、一二一四、

一二一九、一二二〇、一二二一、一二二九、一二五二、

一二〇三、一二二七)

0796

醫 極

一、醫極ヲ隊醫極、衛生隊醫極、病院醫極ノ三種ニ大別シ隊醫極ハ第一号ヨリ第四号ニ至ルノ四個、衛生隊醫極及病院醫極ハ第一号ヨリ第十号ニ至ル各十二個ニ區別シ其内容ヲ左ノ如ク定ム

二、隊醫極一個ノ重量ハ約七貫、衛生隊醫極病院醫極ハ一個約十二貫乃至十三貫五百目トス

三、野戰衛生材料廠(衛生豫備廠)ノ^{衛生}醫極材料補給函ト改稱シ其内容ノ區別ニ從ヒテ之ヲ第一号ヨリ第廿四号ニ至ルノ廿四個ニ區別シ一個ノ重量ヲ約十三貫五百目トス

0797

四、隊醫板ハ現制ノ將校行李式ニ改良ヲ施セルモ
ノトシ衛生隊醫板病院醫板衛生材料補給函ハ
木製箱式ニ改ム

五、醫板ノ定數ハ別項戰用衛生材料定數表ニ據ル

(一) 隊醫板(第一号ヨリ第四号ニ至ル)

形體、現制歩兵醫板ノ如キ公用行李式

重量、一個七貫目

種別、第一号ヨリ第四号ニ至ル

第一号ハ主トシテ戰鬪時必要ナル外科
器械材料等ヲ收ム

第二号第四号ハ戰鬪時必要ノ治療消

0798

内容

第一号

薬

物

一

〇

品

治療器械

一

六

具

治療用消耗品

一

四

具

雑具及消耗品

一

三

品

第二号

薬

物

八

品

耗品補給量ヲ収ム

第三号ハ主トシテ駐屯時必要ノ藥物材料等

ヲ収ム

0799

治療器械

治療用消耗品

雜具及消耗品

第三号

藥物

治療器械

治療用消耗品

雜具及消耗品

第四号

藥物

治療用消耗品

八具

五具

九品

三四品

一一具

二具

五品

七品

四具

カ

0800

雜具及消耗品 四品

(二)衛生隊醫板(第一号ヨリ第十二号ニ至ル)

形體 木製箱式

重量 一個約十二乃至十三貫五百目

一車輛積載量約四十貫目(醫板三個)

種別 第一号ヨリ第十二号十二個ヲ一組トス

第一号ヨリ第六号主トシテ戰鬥時必要ノ

材料ヲ收ム

第七号第十二号主トシテ補給材料ヲ收ム

内容

第一号

0801

藥物

二〇

治療調剤器械

五

治療用消耗品

一

雑具及消耗品

二

第二号

治療調剤器械

六

治療用消耗品

七

第三号

治療調剤器械

五

治療用消耗品

三

雑具及消耗品

一

0802

第四号

藥物

治療調剤器械

三九

治療用消耗品

三

雜具及消耗品

三

第五号

治療用消耗品

四

第六号

治療用消耗品

一

第七号

治療用消耗品

五

二

0803

第八号

治療用消耗品

二

第九号

雑具及消耗品

一九

第十号

治療用消耗品

六

第十一号

藥物

一

治療調剤器械

一

雑具及消耗品

三

第十二号

0804

治療調剤器械 一

治療用消耗品 二

雑具及消耗品 三

(三) 病院醫板(第一号より第十二号まで)

形體 衛生隊醫板ニ同シ

重量 同シ

一車輛ノ積載同シ

内容

藥物 九五

治療調剤器械 五一

治療用消耗品 三〇

0805

雜具及消耗品 四四

(四) 衛生材料補給函 (第一号ヨリ第廿四号ニ至ル)

形體、木製箱式

重量、約十三貫五百目

一車輛ノ積載量約四十貫目

種別、第一号ヨリ第廿四号迄ノ一組トス
内容

藥物 九八

治療調剤器械 二六

治療用消耗品 二七

雜具及消耗品 四四

0806

醫極構造改良ニ関スル意見

(第三軍々制一ノ六二四、六六五、六九七)

(第三軍々制二ノ三三三)(第三軍々制三ノ一七七)

(第四軍々制一ノ九四)(第四軍々制二ノ二三五)

藥物ニ関スル意見

(一)隊醫極

(第三軍々制一ノ三三三、三七二、三七四、二一五、二一九)

(同 軍制三ノ一三三)

(第四軍々制一ノ九八二)

(同 軍制二ノ八二、二八三)

0807

- (同 軍制三ノ三三三、四二四、四九二)
- (同 軍制四ノ一二一、一七三)
- (第三軍々制二一七一)
- (同 軍制四ノ七八七)
- (留守近衛師團ノ四九)
- (留守第八九師團ノ六八)
- (留守第十二師團ノ一八三)
- (二) 衛生隊醫官
- (第三軍々制一ノ六九八、七一一)
- (同 軍制二ノ三〇七)(同 軍制三ノ三〇三)
- (同 軍制四ノ二九三、二九四)

(三) 病院醫極

(第三軍々制一ノ二二六、六二一)

(第三軍々制二ノ三二六、三三三、三三九、四五二、四九七)

(第三軍々制四ノ五七四)

(第四軍々制二ノ七五九)

(留守第十一師團ノ一九四)

治療調劑器械ニ関スル意見

(一) 隊醫極

(第三軍々制一ノ二二九、三三三、三三三、三七三、三七三、四三七)

(同 軍制二ノ一七六、四五四、四八三、四九八)

一四

0809

(同) 軍制三ノ一四二)

(同) 軍制四ノ三四九、七八七)

(第四軍々制一ノ九一、五六四、五八三)

(同) 軍制二ノ八三、二八三)

(同) 軍制三ノ二八七、四二三、四九四)

(同) 軍制四ノ一〇八、一〇九、一二一、一三九、三四八、三四九)

(留學第一師團ノ三三三)

(留學第六師團ノ二五六)

(二) 衛生隊醫板

(第三軍々制一ノ二一七、七〇二)

(同) 軍制二ノ三〇九、三一〇、三一一、四五三)

(三) 病院醫務扱

(同) 軍制三ノ三〇三

(同) 軍制四ノ二九三、二九九

(第四軍々制一ノ九〇、九一、五九二)

(第三軍々制一ノ三二一、六一六、六一八、六一九、六二〇、六二二、

六六九、六七二)

(同) 軍制二ノ五一三、三三四、三三三、三三三、三三九、三四六、

三九〇、三五一、四五二)

(同) 軍制四ノ五七四)

(第四軍々制一ノ九一、九四、二七〇)(同) 軍制二ノ七五九)

0811

(留守第十二師團ノ一大〇)

治療用消耗品ニ関スル意見

(一) 隊醫極

(第三軍々制一ノ二一五)

(同 軍制二ノ四五四、四九八)

(同 軍制四ノ七八七)

(第四軍々制二ノ二八三)

(同 軍制三ノ四二四)

(同 軍制四ノ一二一)

(二) 衛生隊醫極

0812

(第三軍々制ノ二一九、七〇五)

(同 軍制ノ三二一、三一三、四四七)

(三) 病院醫板

(第三軍々制ノ二二五、六二一)

(同 軍制ノ三二三、五三八、三四六)

雜具及消耗品ニ關スル意見

(一) 隊醫板

(第一軍ノ二六)

(第二軍ノ四五六)

(第三軍々制ノ二一五、三七三)

(二) 衛生隊醫極

(第一軍ノ二一)

(第三軍々制一ノ六九三、六九五、六九七、七〇七、二一九)

(同 軍制二ノ三〇四、三一三、四九五)

(同 軍制三ノ三一四)

(同 軍制四ノ二九四)

(同 軍制二ノ四九八)

(同 軍制三ノ三六)

(同 軍制四ノ三六六、七八九)

(第四軍々制二ノ二三八)

(獨立重砲兵旅團ノ四九)

(三) 病院醫板

(第一軍ノ二三)

(第三軍々制一ノ二三、六一九、六二二、六二三、六四四、六五五、

六七〇)

(同 軍制二ノ三二六、三三三、三三九、四五二、四五六)

(同 軍制三ノ一七七、一八九)

(同 軍制四ノ三六六、五七四)

(第四軍々制一ノ八六、九〇、六一九)

(留學第十二師團ノ一六〇)

主トシテ参酌シタル意見

一七

0815

(野戦衛生長官部卷ノ一、五九ヨリ、二七七ヨリ至ル衛

生材料ノ項及一、五七九ヨリ

一、五四七ヨリ至ル衛生材料改正

ニ関スル意見)

薬用水筒

一隊附衛生部下士卒ニ携行セシメタル薬用水筒ハ全廢

スルヲ可トス

(野戦衛生長官部卷ノ二、一三四、一五一五、一〇一七、一〇一八

一〇一九、一〇二二、一〇三三、一〇三四)

0816

擔架

一 擔架ハ左記要約ニ從ヒテ改良スルヲ要ス

(A) 担架ハ戰列ニ於ケル徒步運搬用ノモノ騎兵

用患者輸送車積載用ノモノ、後方勤務用ト

シテ肩ニ荷ヒ得ル如クシ且ツ雨覆ヲ有ス

ルモノ、三種ニ區別ス可キコト

(B) 現制ノモノハ戰列徒步用ニ適スルモ尚ホ横鐵

ノ固定法ヲ簡易トシ卧床及桿ヲ堅牢ナラ

シムベキコト

二 左記部隊ニハ担架ヲ支給スルヲ要ス

戰時師團騎兵大隊並騎兵師團諸隊同輜重

戰時師團ノ砲兵旅團諸隊同輜重、重砲兵旅團、山砲聯隊、徒步砲兵聯隊ノ諸隊同輜重、戰時工兵大隊、戰時師團輜重各縱列戰時電信隊、電話隊、補助輸卒隊、氣球隊、鐵導大隊（定数一覽表ハ別表ニアリ）

（第一軍ノ二四、二七、二九。）（第二軍ノ四五六、四八三）

（第三軍ノ制一ノ六二〇、六六九、六九五）

（同 軍制二ノ一三八、一七六、三〇三、三三三、四八三）

（同 軍制四ノ五七四）

（第四軍々制一ノ八七、九七、二七〇、五八一）

（同 軍制二ノ五七、八二、二三八、三二五、三八九）

0818

(同) 軍制三ノ三七、四六、五三、二三七、三三二、四〇〇、四三四)
 (同) 軍制四ノ一、五四、一八三、三九二)
 (獨立重砲兵旅團ノ五七)
 (野戰衛生長官部卷二ノ一。三一ヨリ一〇五八ニ至ル)
 (留守第六師團ノ二六二)

天幕

一、現制ノ天幕ハ營ニ患者収容ニ適當ナラザルノ
 ミナラス無菌消毒外科手術用トシテハ全ク不

一九

0819

適當ナリ故ニ天幕ハ患者收容用、手術室用ノ二種ニ區別シ手術室用トシテハ左ノ要約ヲ具備セルモノニ改良スルヲ要ス

(A) 長方形式

(B) 二重壁トシ温差及風塵ヲ避ク

(C) 擔架出入ニ便ナル入口ヲ設ク

(D) 煖爐裝置ヲ施ス

(E) 手術臺ニ器械、材料置机ニ器械棚野戰滅菌器

滅菌水槽椅子其他ノ材料並ニ術者、患者約

二十名ヲ收容スルニ足ルノ容積ヲ有ス

(F) 全重量四十貫内外トス

0820

但シ製作ハ携帶天幕、木杙、林式煖爐、鐵骨及
マルキセン幕舎等ノ材料構造ニ則ルヲ可トス

二 手術室用天幕及患者收容用天幕ノ定數ハ左ノ
如ク定ム可シ

衛生隊 手術室用 二 患者收容用 (五十人) 六

野戰病院 同 二 同 (五十人) 八

野戰豫備病院 (衛生隊) 同 三

三 患者收容用天幕ハ全重量ヲ二十貫内外トス

四 天幕ハ茶褐色トシ且ツ中立徽章ヲ表示スヘシ

(第一軍ノ二六)

(第三軍々制一ノ六六九)

- 第三軍々制一ノ三三三、三四九、四四九、四五九、七二二、七二九
- 同 軍制三ノ三〇三
- 同 軍制四ノ三六六
- 第四軍々制一ノ六五、九五、二七一、六〇四
- 同 軍制三ノ二四二、二五二
- 同 軍制四ノ四八
- 鴨軍ノ九二
- 留守第五六師團ノ二六一
- 第二軍ノ四一八
- 第四軍々制一ノ二七一、六〇四
- 野戦衛生長官部卷一ノ二三二ヨリ二三七ニ至ル

(野戦衛生長官部卷二ノ八〇四、八一五、八三三、八六四、八七五、

八七九、一〇六六、一〇七五、一一八四)

患者輸送車、救護車(衛生車)

一、新ニ患者輸送車、救護車(衛生車)ヲ製作シ戰時騎
兵(砲兵)隊、衛生隊、患者輸送部、編制ニ加フルヲ
要ス

0823

二、救護車(衛生車)ハ騎兵砲兵諸隊ノ小行李ニ跟随

スベキモノニシテ醫板擔架等ノ衛生材料ヲ積載シ尚ホ輕傷者二名若クハ重傷者一名ヲ收容

シ得ル如クシ一馬制輓馬式ト為スヲ要ス

三、衛生隊患者輸送部用患者輸送車ハ臥床二名若

クハ坐床三名ニ堪工空床時ハ之レニ擔架少ク

モ十六個以上ヲ積載シ得ル如クシ一馬制輓馬

式ト為スヲ要ス

四、救護車(衛生車)患者輸送車ノ定数ヲ左ノ如ク定

戰時騎兵聯隊

救護車(衛生車)

四輛

0824

戰時騎兵大隊

全

二輛

(戰時砲兵大隊)

全

二輛

衛生隊

患者輸送車

四十輛

患者輸送部

全

四十輛

(第一軍ノ一九、二六一)

(第二軍ノ三五九、三六三、五六七)

(第三軍々制一、一三四)

(同 軍制二ノ三四七、七一三)

(同 軍制三ノ三八〇、四五一)

(同 軍制四ノ二九一、二九二)

(第四軍々制一ノ一九六、二四七)

二二

0825

- (同) 軍制二ノ三九〇、七四一
- (同) 軍制四ノ一七七、二六五
- (鴨軍ノ六五、六四、八七)
- (留守第八、九師團ノ六九)
- (第一軍ノ二二四)
- (第三軍々制二ノ三四四、七三八)
- (第四軍々制一ノ五九七、六一五)
- (同 軍制三ノ二四三)
- (留守第五、六師團ノ二六一)
- (野戰衛生長官部卷一ノ五、二七、三六、四三、五五、一四四、
一九七、四八五)

0826

野戦消毒車

一、野戦消毒車の重量過大ニシテ運搬ニ不便ナルヲ以テ改作ヲ要ス且ツ之レヲ輓馬式ニ改ムルヲ可トス

(野戦衛生長官部卷ノ二、五九〇、五九四、六〇六、六〇九、

六一〇、六三二、六三三、六四二、六四四、

六四六、一一〇七、一二六七)

0827

野戰手術燈

野戰手術燈ハアセナリシ燈又ハ石油燈ヲ採用ス可

(第一軍ノ二七)

(第三軍々制一ノ三七三、六一八、六六八)

(同 軍制二ノ一三〇、一七六、三三二、四四六、四八三、

四九八)

(同 軍制四ノ二九三)

(第四軍々制三ノ三二三、四二三)

(同 軍制四ノ一〇八)

(野戰衛生長官部卷二ノ九六五ヨリ九九九ニ至ル)

0828

野戰滅菌器

一、現制ノモノハ過小ナルヲ以テ其製作力ヲ約二倍以上ニ改メ且ツ堅牢ナラシムルヲ要ス

(野戰衛生長官部卷二ノ九一八九六、九〇二、九〇四)

防疫材料

一、防疫班ヲ編制シユレニ野戰消毒車、消毒藥物、傳染病原研索ニ要スル諸材料ヲ特ニ制定シ携

行セシムルヲ要ス

(野戦衛生長官部卷一ノ二九)

兵站病院

一 兵站病院ノ衛生材料ハ戰時陸軍病院(豫備病院)
ニ準ジ患者約五百名乃至千名ノ收容ヲ基準ト
シテ豫メ制定準備スルヲ要ス

(野戦衛生長官部卷一ノ三〇—三二)

0830

病院船

一 病院船ノ衛生材料ハ一個野戦病院ノ衛生材料
ニ準シ且ツ之レニ船内消毒ニ要スル諸材料ヲ
加ヘ豫メ制定準備スルヲ要ス

(野戦衛生長官部卷一ノ三二)

0831

運送船

一 運送船ニハ隊醫極ニ準セル衛生材料並ニ船
内消毒ニ要スル材料ヲ制定準備スルヲ要ス

(第十二班軍制調査委員意見)

戦用衛生材料ノ定数

一、戦用衛生材料ノ定数ハ別表ノ如ク定ムルヲ要ス
歩兵隊ノ戦用衛生材料定数ニ関スル意見

(第一軍ノ五)

(第二軍ノ四〇六、六〇一)

(第三軍々制一ノ二二五、三〇一、三二一、三二二、三五四、三九八、四一〇、

四三二)

(同 軍制二ノ五七、一三〇、四四〇)

(同 軍制三ノ八五、一二五、一四三)

(同 軍制四ノ六三九)

(第四軍作戦ノ一七四、一八〇、一九三、二四九、三〇四、七〇九)

(第四軍々制一ノ三四一、三七一、四三三)

(同 軍制二ノ五七、五八、二〇、一三〇、一八二、二三六、三三七、

二四七、二六九、三一〇、三二一、三二五)

(同 軍制三ノ二二、三七、四六、五五、六〇、六九、一八〇、

一八一、二三七、二五三、二六〇、二七三、二八五、

二九二、二九四、三四七、三七七、四〇〇、四一三、

四三三)

(同 軍制四ノ一〇七、一〇八)

(鴨緑江軍ノ三一、二九、一三七、一五五)

二六

0833

留守第二師團ノ三四
留守第八九師團ノ六八
騎兵隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第一軍ノ八)

(第二軍ノ五六七)

(第三軍々制一ノ二二五)

(同 軍制二ノ五七)

(同 軍制三ノ三八〇、四四六)

(第四軍作戰ノ一二五)

(第四軍々制二ノ三八八)

砲兵隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第一軍ノ一〇)

(第三軍々制一ノ二二五)

(同 軍制二ノ五七)

(第四軍々制二ノ五三三)

(同 軍制四ノ二三四、二六五、三六五)

工兵隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第二軍ノ四七九)

(第三軍々制二ノ五七、四四〇、四四六、二六三、六三六)

(第四軍々制一ノ五一三)

(同 軍制四ノ一三九)

(野戰衛生長官部第二卷ノ一〇七三)

0835

衛生隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(留守第五大師團ノ三三二)

(第三軍々制一ノ二二九)

(第一軍ノ一八、二一)

(第三軍々制一ノ二〇二、二二五、六九四)

(同 軍制二ノ五七、三〇三、四四八、六五七)

(同 軍制四ノ二九六、二九五)

(第四軍々制一ノ五三、二五九、九九二)

(同 軍制二ノ五三、三二七、七四九)

(同 軍制三ノ二三三、二三八、五一〇)

(鴨綠江軍ノ二四〇)

(留守第八九師團ノ六七)

師團輜重(衛生隊野戰病院ヲ除ク)ノ戰用衛生材料定
数ニ關スル意見

(第三軍ヲ制一ノ二二五)

(同 軍制二ノ五七、二七八)

(第四軍ヲ制一ノ五四五、五六四)

(同 軍制二ノ六三九、七三一)

(同 軍制三ノ二〇七、四九二、五〇六)

(鴨綠江軍ノ三三三)

(留守第二師團ノ一五六)

野戰病院ノ戰用衛生材料定数ニ關スル意見

二八

0837

(第一軍ノ一九)

(第二軍ノ三九二)

(第三軍々制一ノ二二五、六二五、六五一、六六八、六六九、六七〇)

(同 軍制二ノ五七、四九〇、七二二、七三八)

(同 軍制三ノ一七八)

(第四軍々制一ノ五三、六五、二五六)

(同 軍制二ノ七六二、七七七)

(同 軍制四ノ四)

(鴨綠江軍ノ九二)

野戰豫備病院(衛生豫備員)ノ戰用衛生材料定
数ニ關スル意見

0838

(第三軍々制四ノ三六七)

(第四軍々制一ノ七三、八九)

(鴨緑江軍ノ三三三)

患者輸送部ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第三軍々制一ノ六四〇)

(同 軍制四ノ三六七)

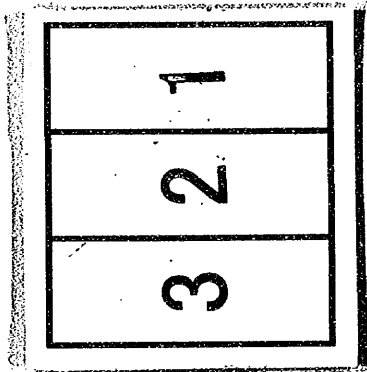
兵站電信隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第三軍々制四ノ六七六)

補助輸卒隊ノ戰用衛生材料定數ニ關スル意見

(第三軍々制四ノ三六六、七四七、七八六)

分割撮影ターゲット

分割した 部分の 撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 判 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

戰用衛生材料定数表(守備部隊ヲ缺ク)

大 本 營		隊 醫 極	衛生隊医極	病院医極	野戰病院(二個)	野戰電信中队	野戰電信隊	野戰電話隊	兵站司令部(二個)
第一号	各一				第一号	第一号	第一号	第一号	第一号
第二号	各一				第二号	第二号	第二号	第二号	第二号
第三号	各一				第三号	第三号	第三号	第三号	第三号
第四号	各一								
第五号	各一								
第六号	各一								
第七号	各一								
第八号	各一								
第九号	各一								
第十号	各一								
第十一号	各一								
第十二号	各一								
第十三号	各一								
第十四号	各一								
第十五号	各一								
第十六号	各一								
第十七号	各一								
第十八号	各一								
第十九号	各一								
第二十号	各一								
第二十一号	各一								
第二十二号	各一								
第二十三号	各一								
第二十四号	各一								
第二十五号	各一								
第二十六号	各一								
第二十七号	各一								
第二十八号	各一								
第二十九号	各一								
第三十号	各一								
第三十一号	各一								
第三十二号	各一								
第三十三号	各一								
第三十四号	各一								
第三十五号	各一								
第三十六号	各一								
第三十七号	各一								
第三十八号	各一								
第三十九号	各一								
第四十号	各一								
第四十一号	各一								
第四十二号	各一								
第四十三号	各一								
第四十四号	各一								
第四十五号	各一								
第四十六号	各一								
第四十七号	各一								
第四十八号	各一								
第四十九号	各一								
第五十号	各一								
第五十一号	各一								
第五十二号	各一								
第五十三号	各一								
第五十四号	各一								
第五十五号	各一								
第五十六号	各一								
第五十七号	各一								
第五十八号	各一								
第五十九号	各一								
第六十号	各一								
第六十一号	各一								
第六十二号	各一								
第六十三号	各一								
第六十四号	各一								
第六十五号	各一								
第六十六号	各一								
第六十七号	各一								
第六十八号	各一								
第六十九号	各一								
第七十号	各一								
第七十一号	各一								
第七十二号	各一								
第七十三号	各一								
第七十四号	各一								
第七十五号	各一								
第七十六号	各一								
第七十七号	各一								
第七十八号	各一								
第七十九号	各一								
第八十号	各一								
第八十一号	各一								
第八十二号	各一								
第八十三号	各一								
第八十四号	各一								
第八十五号	各一								
第八十六号	各一								
第八十七号	各一								
第八十八号	各一								
第八十九号	各一								
第九十号	各一								
第九十一号	各一								
第九十二号	各一								
第九十三号	各一								
第九十四号	各一								
第九十五号	各一								
第九十六号	各一								
第九十七号	各一								
第九十八号	各一								
第九十九号	各一								
第一百号	各一								

後備諸隊										部 隊																	
後備工兵大隊	後備野戰砲兵大隊	後備騎兵中隊	後備步兵大隊	電信豫備廠	野戰兵器廠	兵站電信隊	防疫班	豫備馬廠	患者輸送部	野戰衛生材料廠(衛生隊)	野戰豫備病院(衛生隊)	輜重監視隊	兵站糧食一縱列	兵站彈藥一縱列	兵站司令部(二個)	野戰電信中隊	野戰電信隊	重馬廠	彈藥一縱列	架橋縱列	衛生隊	工兵大隊	騎砲兵大隊	野戰重砲兵大隊	野戰山砲兵大隊	野戰山砲兵大隊	野戰砲兵大隊
第一號 各一	第二號 各一	第三號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各三	第一號 各三	第一號 各三	第一號 各一	第一號 各一	第二號 各一	第三號 各一	第一號 各一	第二號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各二	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一	第一號 各一
																					自第一號至第三號 各三						

[illegible]

身體検査器械

一、各隊ノ補充隊ニハ身体検査器械ヲ備付クルヲ要ス

(留守第一師團ノ三三、三四、三三三)

(留守第五六師團ノ二五三)

(留守第七師團ノ二三)

土工具

一、衛生隊野戰病院ニハ土工具トシテ方匙、十字鍬、

三〇

0843

手斧等ヲ携行セシムルヲ要ス

(第三軍々制一ノ六四四)

(同 軍制三ノ二三八、一七七、一八二)

(第四軍々制三ノ二二六、二四三)

(同 軍制四ノ四四九)

(野戦衛生長官部卷一ノ二二三、二四、四八六)

患者被服

一、衛生隊ニハ厚毛布約二百枚ヲ患者用トシテ携

行セシムルヲト

二、野戦病院ハ患者約五百名、野戦豫備病院(衛生豫備員)ハ約千名ニ對スル患者被服ヲ携行セシムベシ

0845

三、野戦衛生材料廠(衛生豫備廠)ハ患者約千五百名ニ對スル患者被服ヲ携行セシムルヲ要ス

四、戦列隊ハ患者用毛布若干ヲ小行李中ニ編入携行セシムベシ

但シ歩兵一個大隊ニ付厚毛布約四十枚ヲ要ス

五、患者被服ハ左記意見ヲ參酌シ改良スルヲ要ス
(一)患者用毛布ノ色ヲ茶褐色又ハ鼠色ニ改正ス

三一

ル
7

(二) 藁蒲團ノ幅ヲ四尺大ニ改正スルコト

(三) 病院患者用蚊帳ヲ携帶天幕式ニ改造スルカ

又ハ蚊帳ノ大ナルヲ約三人釣位トシ之レニ

一尺ノ裾(白又ハ淺黄木綿可ナリ)ヲ接着スルヲ必要トス蚊

帳ノ大ナルハ不便ニシテ實用ニ適セザルヲ

以テナリ

(四) 患者用襯衣胸部ノ飾紐ヲ除去シ其長サハ腰

ニ達スルヲ要ス

(五) 現今ノ患者被服ハ寒時殊ニ運搬時ニ適セズ

依テ寒時用トシテハ襯衣及病衣ノ地質ヲ毛

0846

絨製トナシ裁縫ハ支那服ノ如ク袖ヲ九ク長
クシ襟ハ紐又ハ釦子ヲ用ヒ体ノ右側ニ於テ
合セシメ且ツ運搬時ニハ長襪ヲ着用セシム
ルヲ要ス

第一項

(第一軍ノ一九)

(第三軍々制ニ四五八)

(同 軍制四ノ二九六)

(第四軍々制一ノ八八、五九五)

(同 軍制三ノ二三八、二三一、二四〇)

(野戰衛生長官部卷二ノ一〇七四)

第二項

(第二軍ノ五九八)

(第三軍々制一ノ六七〇)

(同 軍制二ノ三四八)

(同 軍制三ノ一八一)

(第四軍々制一ノ大三、六六、二七一、六〇四、六一四)

(同 軍制二ノ七六一)

(同 軍制三ノ二四一)

第三項

(第二軍ノ五九九)

第四項

0848

(第四軍々制一ノ四・四)

同 軍制二ノ二三七、二四七

(第四軍々制三ノ四五)

(鴨綠江軍ノ八二)

(獨立重砲兵旅團ノ五七、二五四)

(留守第五大師團ノ三二五)

第五項

(第三軍々制一ノ六二九)

同 軍制二ノ一七九、四七七

(第四軍々制一ノ九一)

同 軍制三ノ一二

患者食

一、陸軍給與令中、平時患者食ノ規定ヲ制定スルヲ要ス

二、陸軍戦時給與規則中、戦時患者食規定ヲ制定スルヲ要ス

三、衛生隊野戦病院、野戦豫備病院（衛生豫備員）ハ患者用食器ヲ携行スルノ制ヲ定ムルヲ要ス

四、患者糧食車ヲ制定シ衛生隊野戦病院、患者輸送

0850

部等ニ携行セシハルヲ要ス

第一項及第二項

(第一軍ノ八七)

(第四軍々制二ノ七六五)

(同 軍制三ノ五四四)

(野戦衛生長官部卷一ノ二〇三)

(同 卷二ノ一二一ヨリ一四八ニ至ル)

第三項

(第一軍ノ二四)

(第五軍々制一ノ六一五、六五五、六九四)

(同 軍制二ノ五三七、五四七、四五八、七二三、七二六)

三四

0851

(同) 軍制三ノ一二九、一七七、一七八)

(同) 軍制四ノ二九四、五六二)

(第四軍々制一ノ八八、二六八、六〇〇、六一七)

(同) 軍制三ノ二四三、五一六)

(野戦衛生長官部卷一ノ二一、三九、四八七)

第四項

(野戦経理長官部ノ九九)

(野戦衛生長官部卷一ノ二五一)

0852